

令和2年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(社会保障関係)

令和元年7月24日

全国知事会

【社会保障関係】

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されている。持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方においては、それぞれが地域の実情を踏まえ、工夫を凝らしつつ、生活の質(QOL)の向上を図りながら社会保障に係る負担の適正化を図る取組とともに、働きながら子育てしやすい環境づくりなどの働き方改革や若者の就労支援など「支える側」を強くするための取組が行われている。全国知事会としては、昨年7月に「健康立国宣言」をとりまとめ、人々の生活の質(QOL)の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けて、地方は「地方の責任」をしっかりと果たしていくことを宣言した。あわせて、持続可能な制度の構築に向けて多様な示唆を得るため、「持続可能な社会保障制度の構築に向けた会議」を立ち上げ、社会保障制度等に造詣の深い有識者を招いて幅広い検討・議論を進めるとともに、各都道府県の先進・優良事例をお互いに学び、幅広く横展開する取組を21のカテゴリー別のワーキングチームで開始している。こうした「健康立国」の実現に向けた取組を推進する中で確認した持続可能な社会保障制度の構築に向けた方向性や、必要な施策・課題等を本年4月にとりまとめた。

国においては、そうした地方と方向性を共有し、お互いに信頼関係を保ちながら一体となって国としての役割による具体的な取組を進めるよう、次の事項について適切かつ真摯に対処するよう要望する。

1 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

さらに、一体的な実施を進めるにあたり、令和2年度から本格実施する上で欠かせない指針・ガイドライン等をできる限り早期に示すこと。

受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

国においては、令和2年度の保健医療データプラットフォームの本格稼働を目指し、データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう自治体ごとの地域課題の分析に必要な実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

(2) 疾病の予防及び対策の推進

難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の

拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

加えて、小児慢性特定疾病患者についても、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

また、第3期がん対策推進基本計画に基づき都道府県計画を見直したところであるが、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

さらに、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実にすること。

加えて、子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、ワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、ワクチンについての知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

2 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

また、自治体病院等については、救急医療・へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

さらに、公立病院の再編・ネットワーク化については、病院事業債（特別分）の交付税措置の対象となる要件が令和2年度まで行われるものとなっており、現在検討中又は検討するケースについて間に合わない可能性があることから、交付税措置の期間延長を図ること。

加えて、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、本年10月の引き上げ

に際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

(2) 医療人材の確保

国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、地方の医師不足の背景には、現在の国の医療制度と経済社会の都市部への一極集中という構造的な問題があるため、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の確保には限界がある。このため、医師少数県等における医師不足や全国的な医師の偏在を抜本的に解消していくためには、中山間地域など医師が少ない地域での勤務にインセンティブが働くような制度設計を行うなど、国が主体的に全国の医師偏在を解消するための実効性のある対策を行うこと。

また、引き続き医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師の偏在解消等に向けた施策を強力に推進すること。特に、へき地等の医師不足解消を目的として増員された医学部臨時定員枠の在り方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うとともに、医師不足が顕著な都道府県に十分配慮した上で、医師偏在指標による区分に基づき機械的に判断することなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。あわせて、地域枠の学生に対する医師修学資金貸与事業については、地域医療介護総合確保基金の活用を県内出身者に限定せず、地域の実情に応じて弾力的に活用できるよう見直すこと。なお、医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県知事に移管されることとなったが、一定水準の医療の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、指定基準の提示等、都道府県に対する技術的支援や事務に必要な人員・財源の移管も併せて行うこと。

さらに、国において示された医師偏在指標やそれに基づく医師少数区域等の区域設定や、目標医師数のみをもって、各都道府県の医師確保対策について、画一的に制度面、財政面の制約をかけることなく、全国の医師偏在を解消するための財源の手当ても含めて国が主体的に実効性のある抜本的な対策を行うこと。あわせて、偏在指標や区域設定の区分は、一定の条件で全国を相対的に比較したものであり、地域に必要な医療提供体制を十分に捉えきれていないため、地方の実情が正確に反映されるよう迅速かつ継続的な見直しを行うこと。

なお、医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないよう、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、制度設計にあたっては、都道府県と十分に協議すること。

加えて、平成30年度から開始された新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、その意見も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うとともに、その見直し等にあたっては、地方の声を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、地方から提出された意見については最大限配慮するよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

特に、専攻医募集にあたっては、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼすことなく、地域の実情を踏まえたシーリングの弾力的運用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

あわせて、各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

3 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度について

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実に行うこと。

国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、その際に、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとすること。また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、令和2年度以降もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、その評価の在り方については地方と協議を行うこと。特に、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替えではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。

あわせて、市町村事務処理標準システムの円滑な導入を推進するため、国において引き続き導入費用に対する財政支援を行うとともに、国の交付金に係る申請データの自動作成など、その機能の充実に取り組むこと。

なお、国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金並びに後期高齢者支援金等の概算額の算出方法が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うこと。あわせて、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与するなど同基金の用途を拡大するとともに、基金の有する機能に見合った規模となるよう、その充実を図ること。

さらに、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割

保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、あわせて、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

また、後期高齢者の窓口負担の在り方の検討を始めとした医療保険制度における給付と負担の見直しについては、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

加えて、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

（２）医療費適正化の推進について

国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のための環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

また、保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営や事業に要する財政措置は引き続き国の責任において講じること。

国保レセプト情報等については、都道府県が保険者として医療費適正化や住民の健康増進などのために確実に活用できるよう法的に位置付け、市区町村がデータを提供しやすい環境整備を図ること。

さらに、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

4 超高齢社会への対応について

（１）地域包括ケアシステムの構築等

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

（２）持続可能な介護保険制度に向けて

保険者機能強化推進交付金の財源として調整交付金を活用することが検討されているが、調整交付金は、保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水

準格差を全国ベースで標準化するために交付されるものであることから、保険者機能強化推進交付金は調整交付金とは別枠で措置すること。

(3) 認知症対策について

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを通じた「共生」の実現に向け、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人達が就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

(4) 介護人材の確保

介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、介護職への理解促進とイメージアップを国において様々なメディアを活用するなど緊急にかつ財源を集中的に投下して実施し、学生、主婦や元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、事業者による魅力ある職場づくりを促進すること。また、介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。あわせて、更なる処遇改善を図り、事業所に適切に反映させるなど経験・技能のある人材を育成するとともに、生産性向上に向けた取組の好事例を全国に横展開させるなど人材の定着を促進する実効性のある施策を強力に推進すること。

5 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等について

改正障害者総合支援法が平成30年度から完全施行されたが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

また、医療的ケアが必要な障害児や重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。

あわせて、社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

さらに、手話言語法の制定など、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

(2) 精神障害者の地域生活支援について

各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう、平成30年3月にガイドラインが示されたところであるが、都道府県等の円滑な運用に向けて必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。

また、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

6 生活困窮者などの対策について

平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者の生活に対する影響を検証するなど、不断の見直しを行うこと。

7 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて、国において共生型サービス等の多様な福祉サービスの提供について理念の周知を強化しながら一層の普及を推進するとともに、地域課題の解決力強化のための包括的支援体制や就労・社会参加の場の整備・普及のための支援方策に係る検討を行うにあたっては、真に必要な公的支援を地域住民に肩代わりさせることのないよう留意するとともに、十分な財源措置を行うこと。あわせて、モデル事業の成果の活用等により、地方自治体の取組を支援するとともに、恒久的な補助制度等を含めて具体的な制度を早期に提示し導入のための十分な時間を確保すること。

また、本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する取組については、地域生活定着促進事業に基づく取組はもとより、地方公共団体が先進的に実施している取組についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

さらに、内閣府が実施した中高年のひきこもりに係る実態調査の結果を十分に分析した上で、39歳以下も含め当事者の状況に応じた支援体制の構築や地方の支援の実施等に係る必要な支援等を行うこと。

8 少子化対策の推進について

少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、国は予算規模を拡充した上で、地域少子化対策重点推進交付金や不妊治療への支援、子育て世代包括支援センターへの財政支援など子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」に盛り込まれている待機児童の解消に向けた受け皿の整備については、国の責任において着実に推進すること。

また、保育士等の確保も厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等の確保が必要となることから、保育士修学資金貸付等事業を継続し、引き続き処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するほか、保育の質を確保するための職員配置の改善や研修体制整備等に対する支援の充実を図るとともに、処遇改善等加算の認定事務の簡素化や施設整備交付金の一本化などを進めること。

さらに、保育所等を利用せず家庭で育児を行う世帯が多数いることから、全ての子育て世帯が負担軽減を享受できるように在宅育児世帯に対する支援制度・仕組みを構築するほか、多子世帯やひとり親世帯等に配慮し、多子世帯に有利な税制等の構築や、「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や人員確保、民間による多様な放課後児童の居場所づくりを支援したり、利用料を無償化するなど、より一層の財政支援と経済的負担の軽減を図ること。

あわせて、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

加えて、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度、テレワークなど柔軟な働き方の導入促進、日本版「パパ・クォータ制」の導入の検討も含めた育児休業制度の拡充など、多様な担い手による育児参画の促進と、希望する誰もが就業でき働き続けることができる仕組みの構築など、キャリア形成に対する支援の拡充を図るとともに、社会全体で子育てを応援する機運の醸成に向けた施策を強化するなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進すること。

9 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

平成27年12月の「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図るとともに、「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡大を含め、施策の充実のために必要な財政措置を講じること。

とりわけ、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果」において、母子世帯の依然として厳しい経済状況が明らかとなった。各家庭に応じた総合的な支援制度の創設など、ひとり親家庭施策の更なる充実を図るとともに、養育費にいたっては、母子世帯の約4分の1しか受けていない状況を踏まえ、実効性のある養育費確保方策を講じること。

特に、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習・生活支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る手段として重要であることから、国庫補助の事業費上限額の撤廃と国庫補助率の引上げを図るなど引き続き必要な支援を行うこと。

また、増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。あわせて、急激な職員の増員に対応するための、児童相談所の設備整備も含めた財政支援策を講じること。

さらに、都道府県は、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた都道府県社会的

養育推進計画の見直しを進めているところであるが、このビジョンの理念の実現に向けて必要な財源を確保するとともに支援制度の充実を図ること。また、社会的養育推進の必要性及び里親制度について広く国民に対し周知すること。

10 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。あわせて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

加えて、部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、その内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館事業の充実に対する支援を含め、実効性のある対策を講じること。

これら、新たに法が制定された人権問題はもとより、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、LGBT等への理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、予算の充実確保や普通交付税・特別交付税の措置など、必要な財政措置等を行うこと。

11 旧優生保護法一時金支給に係る周知・広報における合理的配慮について

旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金の支給が開始され、国において制度周知・広報に取り組まれているが、現在、国が示す広報物は様々な障害を抱えた方への広報としては、配慮に欠け不十分さが見受けられる。旧優生保護法一時金支給制度の対象者の多くは障害を抱えた方々であることを踏まえ、手話動画の配信、広報物の点字・拡大版対応、さらにイラストを使用した記述内容の平易化など、国において、早急に合理的配慮を踏まえた取組を行うこと。その上で、合理的配慮を踏まえた多様な広報ツールについて、都道府県に共有すること。